

串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活に密着した店舗のうち市長が指定するものを経営する事業者が、新型コロナウイルス感染防止の目的をもって必要な資機材を購入等することを支援するため、予算の範囲内において串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たした法人又は個人とする。

- (1) 補助金交付申請時において串間市内に所在する別表中細分類に主として該当する事業所（通信販売、宅配、自動販売機等による販売により購買者と接触する機会の少ないものは除く。）を営業している者で、補助金交付決定後も当該営業を継続する意思のあるもの
- (2) 感染拡大予防取組確認表（別記様式第2号）の必須取組項目に取り組み、かつ、任意取組項目のうち3つ以上に取り組んでいること。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないもの
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 法人の役員等がアからカまでのいずれにも該当しない者
- (4) 事業所を営業するために、必要な許認可を受け、又は届出を行っている者
- (5) 市税及び公共料金（水道使用料等をいう。）の滞納がないこと。

(補助額)

第3条 補助額は、別表に規定する業種につき、それぞれ同表に規定する額とする。ただし、複数の事業所が同一敷地内に所在し、又は隣接する場合は、1の事業所とみなす。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書（別記様式第1号）、感染拡大予防取組確認表（別記様式第2号）及び串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金請求書（別記様式第3号）に、次

の書類を添えて、令和2年10月15日から令和3年1月31日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定する振込口座が確認できる書類の写し
- (2) 次のア又はイの区分に応じ、当該ア又はイに定める書類
 - ア 法人事業者 直近1期分の法人税の確定申告書の写し（交付申請時に第1期事業年度に係る確定申告書の申告期限が到来していない場合にあつては、税務署に提出した法人設立届の写し）
 - イ 個人事業者 令和元年分の確定申告書の写し又は令和2年度市県民税申告書の写し（令和2年1月1日以降に開業した場合にあつては、税務署に提出した開業届の写し）
- (3) 営業を行うにあたり必要な許認可を受けていることを証明する書類の写し
- (4) 事業所の外観及び内観の写真
- (5) 感染拡大予防取組確認表（別記様式第2号）で取り組んでいる事項を行っていることが確認できる写真
- (6) 事業者の身分を確認できる書類の写し（申請者が個人事業者の場合に限る。）又は国税庁法人番号公表サイトで公表されている基本3情報の写し
- (7) 次のア又はイの区分に応じ、当該ア又はイに定める書類
 - ア 法人事業者 法人及び代表者個人の市税の完納証明書
 - イ 個人事業者 代表者の市税の完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定等）

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金交付の可否を決定し、串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（別記様式第4号）又は串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する振込先口座への振込により補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付を取り消し、補助金の返還を求めるときは、串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により通知するとともに、串間市新型コロナウイルス感染防止対策資機材購入等支援事業補助金返還請求書（別記様式第7号）により返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 補助金の交付を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月5日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条関係）

大分類	中分類	小分類	細分類	分類番号	補助額	
卸売業、 小売業	各種商品 小売業	百貨店、総合スーパー	百貨店、総合スーパー	5611	10万円	
		その他の各種商品 小売業	その他の各種商品 小売業	5699	10万円	
	織物・衣 服・身の 回り品小 売業	呉服・服地・寝具小 売業	呉服・服地小売業	呉服・服地小売業	5711	10万円
			寝具小売業	寝具小売業	5712	10万円
		男子服小売業	男子服小売業	5721	10万円	
		婦人・子供服小売業	婦人服小売業	婦人服小売業	5731	10万円
			子供服小売業	子供服小売業	5732	10万円
		靴・履物小売業	靴小売業	靴小売業	5741	10万円
			履物小売業（靴を除く）	履物小売業（靴を除く）	5742	10万円
		その他の織物・衣 服・身の回り品小 売業	かばん・袋物小売業	かばん・袋物小売業	5791	10万円
			下着類小売業	下着類小売業	5792	10万円
			洋品雑貨・小間物小 売業	洋品雑貨・小間物小 売業	5793	10万円
			他に分類されない 織物・衣類・身の回 り品小売業	他に分類されない 織物・衣類・身の回 り品小売業	5799	10万円
	飲食料品 小売業	各種食料品小売業	各種食料品小売業	各種食料品小売業	5811	10万円
			野菜・果実小売業	野菜小売業	野菜小売業	5821
		果実小売業		果実小売業	5822	10万円
		食肉小売業	食肉小売業（卵、鳥 肉を除く）	食肉小売業（卵、鳥 肉を除く）	5831	10万円
			卵・鳥肉小売業	卵・鳥肉小売業	5832	10万円
		鮮魚小売業	鮮魚小売業	5841	10万円	
		酒小売業	酒小売業	5851	10万円	
		菓子・パン小売業	菓子小売業（製造小 売）	菓子小売業（製造小 売）	5861	10万円
			菓子小売業（製造小 売でないもの）	菓子小売業（製造小 売でないもの）	5862	10万円
			パン小売業（製造小 売）	パン小売業（製造小 売）	5863	10万円
			パン小売業（製造小 売でないもの）	パン小売業（製造小 売でないもの）	5864	10万円

	その他の飲食料品 小売業	コンビニエンス ストア（飲食料品を中 心とするものに限 る）	5891	10 万円	
		牛乳小売業	5892	10 万円	
		飲料小売業（別掲を 除く）	5893	10 万円	
		茶類小売業	5894	10 万円	
		料理品小売業	5895	10 万円	
		米穀類小売業	5896	10 万円	
		豆腐・かまぼこ等加 工食品小売業	5897	10 万円	
		乾物小売業	5898	10 万円	
		他に分類されない 飲食料品小売業	5899	10 万円	
	機械器具 小売業	自動車小売業	自動車（新車）小売 業	5911	10 万円
			中古自動車小売業	5912	10 万円
			自動車部分品・附属 品小売業	5913	10 万円
			二輪自動車小売業 （原動機付自転車 を含む）	5914	10 万円
		自転車小売業	自転車小売業	5921	10 万円
		機械器具小売業（自 動車、自転車を除 く）	電気機械器具小売 業（中古品を除く）	5931	10 万円
			電気事務機械器具 小売業（中古品を除 く）	5932	10 万円
			中古電気製品小売 業	5933	10 万円
	その他の機械器具 小売業	5939	10 万円		
	その他の 小売業	家具・建具・畳小売 業	家具小売業	6011	10 万円
			建具小売業	6012	10 万円
畳小売業			6013	10 万円	
宗教用具小売業			6014	10 万円	

	じゅう器小売業	金物小売業	6021	10万円
		荒物小売業	6022	10万円
		陶磁器・ガラス器小売業	6023	10万円
		他に分類されないじゅう器小売業	6029	10万円
	医薬品・化粧品小売業	ドラッグストア	6031	10万円
		医薬品小売業（調剤薬局を除く）	6032	10万円
		調剤薬局	6033	10万円
		化粧品小売業	6034	10万円
	農耕用品小売業	農業用機械器具小売業	6041	10万円
		苗・種子小売業	6042	10万円
		肥料・飼料小売業	6043	10万円
	燃料小売業	ガソリンスタンド	6051	10万円
		燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	6052	10万円
	書籍・文房具小売業	書籍・雑誌小売業（古本を除く）	6061	10万円
		古本小売業	6062	10万円
		新聞小売業	6063	10万円
		紙・文房具小売業	6064	10万円
	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	スポーツ用品小売業	6071	10万円
		がん具・娯楽用品小売業	6072	10万円
		楽器小売業	6073	10万円
	写真機・時計・眼鏡小売業	写真機・写真材料小売業	6081	10万円
		時計・眼鏡・光学機械小売業	6082	10万円
	他に分類されない小売業	ホームセンター	6091	10万円
		たばこ・喫煙具専門小売業	6092	10万円
花・植木小売業		6093	10万円	
建築材料小売業		6094	10万円	

			ジュエリー製品小売業	6095	10万円
			ペット・ペット用品小売業	6096	10万円
			骨とう品小売業	6097	10万円
			中古品小売業（骨とう品を除く）	6098	10万円
			他に分類されないその他の小売業	6099	10万円
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	旅館、ホテル	旅館、ホテル	7511	10万円
		簡易宿所	簡易宿所	7521	10万円
	飲食店	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	7611	5万円
		専門料理店	日本料理店	7621	5万円
			料亭	7622	5万円
			中華料理店	7623	5万円
			ラーメン店	7624	5万円
			焼肉店	7625	5万円
			その他の専門料理店	7629	5万円
		そば・うどん店	そば・うどん店	7631	5万円
		すし店	すし店	7641	5万円
		酒場、ビヤホール	酒場、ビヤホール	7651	5万円
		バー、キャバレー、ナイトクラブ	バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661	5万円
		喫茶店	喫茶店	7671	5万円
		その他の飲食店	ハンバーガー店	7691	5万円
			お好み焼・焼きそば・たこ焼店	7692	5万円
他に分類されない飲食店	7699		5万円		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	普通洗濯業	7811	10万円
			洗濯物取次業	7812	10万円
			リネンサプライ業	7813	10万円
		理容業	理容業	7821	10万円
		美容業	美容業	7831	10万円

	一般公衆浴場業	一般公衆浴場業	7841	10万円
	その他の公衆浴場業	その他の公衆浴場業	7851	10万円
	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	洗張・染物業	7891	10万円
		エステティック業	7892	10万円
		リラクゼーション業(手技を用いるもの)	7893	10万円
		ネイルサービス業	7894	10万円
		他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899	10万円
その他の生活関連サービス業	旅行業	旅行業(旅行業者代理業を除く)	7911	10万円
	家事サービス業	家事サービス業(住込みのもの)	7921	10万円
		家事サービス業(住込みでないもの)	7922	10万円
	衣服裁縫修理業	衣服裁縫修理業	7931	10万円
	物品預り業	物品預り業	7941	10万円
	火葬・墓地管理業	火葬業	7951	10万円
	冠婚葬祭業	葬儀業	7961	10万円
		結婚式場業	7962	10万円
	他に分類されない生活関連サービス業	食品貸加工業	7991	10万円
		結婚相談業、結婚式場紹介業	7992	10万円
		写真プリント、現像・焼付業	7993	10万円
		他に分類されないその他の生活関連サービス業	7999	10万円
	娯楽業	映画館	映画館	8011
興行場(別掲を除く)、興行団		劇場	8021	10万円
		興行場	8022	10万円
スポーツ施設提供業		スポーツ施設提供業(別掲を除く)	8041	10万円
	体育館	8042	10万円	

		ゴルフ場	8043	10万円
		ゴルフ練習場	8044	10万円
		ボウリング場	8045	10万円
		テニス場	8046	10万円
		バッティング・テニス練習場	8047	10万円
		フィットネスクラブ	8048	10万円
	公園、遊園地	公園	8051	10万円
		遊園地(テーマパークを除く)	8052	10万円
		テーマパーク	8053	10万円
	遊戯場	ビリヤード場	8061	10万円
		囲碁・将棋所	8062	10万円
		マーじゃんクラブ	8063	10万円
		パチンコホール	8064	10万円
		ゲームセンター	8065	10万円
		その他の遊戯場	8069	10万円
	その他の娯楽業	ダンスホール	8091	10万円
		マリーナ業	8092	10万円
		遊漁船業	8093	10万円
		芸ぎ業	8094	10万円
		カラオケボックス業	8095	10万円
		娯楽に附帯するサービス業	8096	10万円
		他に分類されない娯楽業	8099	10万円

備考 1つの事業所とみなされる複数の事業所で補助額が異なる場合は、比較して高額となる業種の事業所の補助額を適用するものとする。